

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成23年12月13日(火) 午前10時
2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	仮屋 国治 君	委員	脇元 操 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君
委員	下深迫 孝二 君		
3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	山口 剛 君	危機管理監	宇都 克枝 君
安心安全課長	中馬 吉和 君	交通防犯G長	鮫島 政昭 君
交通防犯G主任主事	砂田 洋一 君		
国分中央町郵便局長	岩崎 善丈 君	清水郵便局長	堀ノ内 健一 君
牧之原郵便局長	大野 勝樹 君		
5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議員	秋広 眞司 君	委員	前川原 正人 君
----	---------	----	----------
6. 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 宮永 幸一 君
7. 本委員会の所管に係る審査事項は、次のとおりである。
陳情第19号 郵政改革法案の早期成立の意見書提出を求める陳情書
議案第74号 霧島市交通災害共済条例の一部改正について
陳情第17号 陳情書(川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について)
8. 本委員会の概要は次のとおりである。

[開会 10:00]

○委員長(常盤信一君)

それでは、ただいまから総務常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日の本会議で当委員会に付託されました議案1件、陳情1件、及び継続審査となっておりました陳情1件についての審査を行います。ここで委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配布しました次第書に基づき進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[(はい) という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

[休憩 10:01]

[再開 10:02]

△ 陳情第19号 郵政改革法案の早期成立の意見書提出を求める陳情書について

○委員長(常盤信一君)

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第19号、郵政改革法案の早期成立の意見書提出を求める陳情書について、陳情者に説明を求めます。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

貴重な時間をいただきまして、説明をいたしたいと思えます。趣旨説明のほうに、ポイントだけを書いていますが、平成19年に、郵政民営化ということで、今4年が経過をしておりますが、当時、バラ色の民営化ということで、いろいろの自由がきくような説明があったのですが、実際、現状としましては、現実的な問題としまして規制が多いということと、地方のほうになかなかきかないということで、問題はとにかく過疎地域を含めたところが特に大きいというようなことで、地方がどんどん疲弊していっている中で、郵政事業のほうも衰退の域をたどっているのが現状でございますので、国会のほうでも審議をされているのですけれども、なかなか進まないということと、今、特に地方のほうで、宮崎県議会、宮崎は全部通っているんですけど、九州のほうでも出しております。鹿児島も横並びで、全部今回の12月議会に出しているということで、その説明を地方からうねりを上げていこうというのが、今回の趣旨でございますので、どうか一つよろしくお願ひしたいと思っております。まず、ポイントとしては、4点ほどございます。まず、ユニバーサルサービスということがありますが、これは何を指すかということ、郵便局は昔から、「あまねく公平」という言葉を使っておりました。だれでもサービスが自由にできると。貯金・保険にしても少額からできるということで、富裕層だけではなくて、お金を持っていない人でも何でも貯金をできるというようなことで、そういうサービスが義務付けられました。ところが、郵便事業の場合は今も国営としてのユニバーサルサービスと、貯金と簡保というのは、義務付けられていないということで、資料1というのがございますが、この表の中にユニバーサルサービスというのが入っていますが、この民営化法の中では、ユニバーサルサービスの提供の責務規定は郵便事業のみと、こういうことで、郵便しかうたっていない、民営化法では。それで、今回の改革法案は、やっぱり郵便業務、銀行の窓口業務、営業も、3事業をとにかくユニバーサルサービスを提供をするように縛りをしていきたいということ。そうしないと地方のほうは受けられなくなるだろうと、撤退をしてしまう。特に、農協さんとか、今のところは支所を閉めたりしている中で、過疎地域は特にそういう金融機関がないということですので、ここをちょっとお解かりをいただいたなと思っております。それと2点目は、4分社化体制の見直しということで、ここの表を見ていただければよろしんですけど、郵政民営化法経営形態というのが載っておりますが、今、五つの株式会社ということで、これは日本郵政ということで、持ち株会社で本社体制です。あとは郵便事業会社ということで配達をするところと仕分けをするところ、それと郵便局会社、私たちのところ。窓口だけを業務とするところ。それと郵貯銀行というのと、簡保生命という、この五つに分かれています。この中の三つの日本郵政と郵便事業会社と郵便局会社だけが、日本政府が出資しうえる3分の1の保有株を持っているということで、あと金融については、もうほとんど何もないということ。それを変えていきたいというのが、右の図表の3つの株式会社です。一つの持ち株会社ということで、日本郵政、私どもの郵便局会社、郵便事業会社、これを一つに統合して、関連銀行、保険会社をその下に付けるというような見直しを図ってほしいというのがあります。それはなぜかと申しますと、今、いろんな縛りがありまして、例えば、郵便局窓口会社でも、保険を、例えば家族といったら普通の民間の保険会社では、家族でも保険は入れますよね。ところが、構成員計画というのがありまして、例えば私の息子がほかの郵便事業会社とかにいと、そこにも入れないと。うちの会社は代理店ということで、家族も入れないような保険だと。この簡保生命が全部とってしまうというよな、ちょっとやりにくいというのがいろいろあって、その他の保険というのは全部進めていくんですけど、そういうのが分社化体制によって全然違ってきているという部分と、あと前は、郵便事業会社、配達の方が、お年寄りの家に行って声をかけたり、郵貯の年金を届けたりできたんですけど、ところが会社違うということで、これが届けられなくなった。今では、タクシーでこられる方も多く、負担がかなり大きくなっているということで、3事業はそれができないというのが今の経営形態の現状であります。それと3点目は、政府出資比率を3分の1以上保有するというについてなんですけど、先ほど言いました郵貯銀行と簡保生命、これが株式が100%売却されてしまえば、委託業務というのがまったくなくなってくるということ。民営化法の中では、「10年内の全体処分を義務付け」となっているんですけど、これは縛りがあるんですけど、その中で外

資規制とかいろいろ出てないと。だから、外国の会社が、今リーマンとかいろいろあったと思うんですけど、買おうと思えば買えるんですね、今の状態ですと。名前も変わってしまって、特に撤退をするしかないということにしかないです、もしそうなった場合は、国とか自治体、そういうコストもいろいろ出てくるんじゃないかというような想定もされております。そういうのが今、持ち株の3社が金融2社より上部で、上のほうに持っていくというのが今、私たちの求めでございます。それで4点目の新規参入なんですけど、とにかく過疎地域、例えば都会は儲かるからそこだけをやっていけばいいと。いい例が、小包なんかでもヤマト運輸とかございますけど、これは全部やっているかという、山のほうは郵便局に持ってきたりするんですね、佐川さんも。だから、儲からない地域には持っていかない。これを、私たちは義務付けているわけでありまして、簡単に撤退ができないこともあります。それで、郵便局にしてもずっと50円、80円とありますけど、儲かる地域だったらもっと安くしていったら、過疎地域を高くするとか、そういう案もあるんですけど、それをしたら、やっぱり地方に負担がかかるということで、とにかくそういう使命を負っている以上は、これは残っているということですので、そういう義務付けを貯金・保険のほうにも、縛りをしない限りには、これはもう残っていかないんじゃないかなというふうに思っておりますので、簡単ではございますけれど、一応その4点を説明して、改革法案、今いろいろ出されているんですが、特に私たちのところも、今年の東日本震災の関係で、配達途中で亡くなった方、勤務時間中になくなった方が60名以上もいます。だから、使命を背負ってやっているわけであって、今震災の復興を見ても、例えば住所がない人のところも顔だけでわかって配達ができるとか、地域になくはならない存在で今まで来たわけですので、そういうところも重々皆様のほうにはご承知をお願いして、今の民営化法というのはバラ色の紙芝居があったように、そういうものではないんだよということを、議会のほうにもお願いして、法案のほうをですね、速やかに通していただく意見書の提出をお願いしたいということで、陳情の説明とさせていただきます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久保史郎君）

今回このように、改革法案について国政の場でしていただきたいということで出ているわけですが、このほかにもいろいろな案が何件か出ているんですか。例えば、今この4点にわたって、こういうふうに改革をしていただきたいという、これは今国会で今審議をしていたその内容と同一なのかどうかということ、まず確認をしておきたいと思えます。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

今、久保委員のほうから指摘があったと思うんですけど、この中身で一応話は進んでいます。ただ、修正協議というのいろいろありまして、限度額の問題とかいろいろと、郵便局の場合は郵貯・簡保にすると1,000万円とかそういうのがあったり、新規参入が何も進んでいかなというようなこととかですね。あとは今、株式の売却の関係で、東日本大震災復興の関係に郵貯・簡保の株を売ってそれに充てたらどうかというのが国会の場でいろいろ出ておりますので、そこはまた別件で入ってきているというふうに考えております。

○委員（久保史郎君）

先の、と言えば語弊がありますがけれども、小泉の改革のときに、郵政の民営化法案が通って、これは国民の圧倒的な支援を得てですね、衆議院選挙で小泉チルドレンという人たちが衆議院の議席を占めたわけですけども、実際はその中でこのように、例えば郵便貯金銀行にしても、あるいはその郵便局の業務にしても、一つは職員のそういう体質的なものもあったんでしょうけれども、全国規模で一番徹底されるのは郵便局ですよ、郵便局企業の中で。例えば、そういうところがその関連銀行も、ここに今回改正案に示されているようなこういう流れになっていきますと、通常の一般銀行等の、そういう民業圧迫というような点についてはどのように考えていらっしゃるのかですね。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

郵貯の限度額というのに関しましても、メガ銀行というのはほとんど関心がないということです。

銀行協会は民営当初は一応反対したんですけど、やはり郵貯とは基本的に生きる道が違うということで。例えば貸し付けの関係ですね、住宅ローンとかいろいろなもの。そういう制度にしても、基盤が郵便局というのはいないんですね。はっきり言って敵じゃないというふうにとらえていまして、むしろ、倒れて社会的な信用が跳ね返ってくるというふうに郵便局は、やったら間違うんじゃないかというふうに、かえって喜んでいようなところもちょっとありまして、特に地銀も信金も郵貯も異論はないということで、一つには中小企業とか商店街というのに、郵貯がくい込んでいくという可能性はなくて、むしろ今、信用金庫なんかも世論調査などでは、むしろノウハウを持っていて自信を持っているんですね、今。例えば、貸し付けを郵便局がした場合にも、私たちは勝てるというような、そういうのがあって、とにかく郵貯が倒れても、お客様が増えるという、残存利益という形しかとらえていないんじゃないかなというのがありまして、やはり今の段階ではこれを変えたとしても規制がすごく、先ほど言ったように限度額にしても何にしても縛りがあるわけでありまして、法案を変えない限りはちょっとそういうのまで、民間さんと本当の意味で競争はできないというふうになっていますので、そこは若干違うんじゃないかなと思っております。

○委員（久保史郎君）

もう1点だけ、郵便局さんは日本全国一律ユニバーサルサービスということで、これは非常に大切な部分だと思うんですよ。これが無くなってしまうと、過疎地域が今後増えてくる中では、非常に国民自体が困るというようなのが引き起こってくるというということは、十分理解をしているわけですが、例えば、今回改革をされた場合に、関連銀行と関連保険会社というのは、これはもう一体的に仕事はできるというとらえ方でよろしいのですか。例えば、郵便局の簡保ですよ、簡保に行かれた方が、例えば、預金なんかもお宅から預かって、そのまま預金を届けてあげるとか、そういうサービスなんかもできるというとらえ方でよろしいのですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

今、質問のあったとおり、民間企業として、今まで国営事業で培った3事業一体というやつです。窓口も全部、すべて。これができる。例えば、配達の方でも事業会社とうちのほうで合体していくと、その分を持っていきたりいろいろそういうのができるだろうと。そういうのがまずは先決だろうということで、それを今、法案の中でも3事業一体というのを求めています、経営形態の。そういうことですので、よろしくお願ひします。

○委員（久保史郎君）

もう1点だけ、資料の中で、3つの株式会社（1つの特殊会社+2つの一般会社）ということで、日本郵政（日本郵政・郵便局・郵便事業）を特殊会社と位置付けていらっしゃるんですけど、ここについての説明をお願いします。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

特殊会社というと、やはり民営化ですので、上場していかないといけないということで、先ほど言ったように株式を保有する関係で、株を売るときに上場を公開していくと。やはり株主になっていきますので、そういうふうに特殊会社で設けていって、売れるような制度ですね。政府がこれは決めると思うんですけど、確かに先ほど言ったように、郵便事業というのは特にユニバーサルサービスをしていかなければいけないと。貯金・保険にしても縛りを設けながらも、一応上場を図っていったら、株をいずれは10年後以内に放出しなければいけないというのが、民営化法でも載っていますので、改革法案自体も公表義務と、今すべて郵便・貯金・保険の売り上げなどにしても、収益を公開しています。中間決算、年度決算について。それでいくらありましたよというので株の関係も絡んできまして、それに2つのほうは、銀行法とか保険業法とか、郵便業法とまた違うものですから、例えば、私たちの中に法律がたくさんあるんですね。郵便事業会社は国土交通省が持っている、これは分かりますよね、運送とかいろいろ。やはり、銀行のほうは金融庁とかいろいろ持っています。保険のほうもやはりそういう流れがあって、いろいろ省の制度が違うものですから、そこからやはりそういう特殊会社を設けなければいけないというのが流れとなっていることだと思います。

○委員（久保史郎君）

もう1点だけ、その郵政改革法案から4年経過したということで示されているわけですが、この間に、日本全国の地域の郵便局数が減ったとか、そういう実態が分かっていたら。減ったとかあるいは増えたとか、増えたということはないんでしょうけれども、その辺の実態はどのような推移をたどってきているのかという点をお示してください。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

民営化当初、最初は国営でしたので、全国につくって2万4,700のネットワークということだったんですけども、今は2万4,000と変えています。実際、うちのほうでは簡易郵便局も含めてという数なんですけれども、やはり民営化になって簡易郵便局の手数料が下がったとかいうことで、全国で100くらいに一応減っていました。今実際いうと、それからまた民営化の中で、そこに欠員の、局長さんもないようなところも結構多くなってきているというのも現状でありまして、特に配置配属するかどうかというのは今ユニバーサルがありますので、その辺のところは前からすると、やはり数的には減っているということになっております。

○委員（植山利博君）

2、3確認をさせていただきたいんですけども、なかなか私どももその実態というか、全容が十分把握できないところも正直言っているわけなんですけれども、今久保委員の質疑の中で、今政府が取り組もうとしている、今回12月で締め切って、本来は今国会で成立を目指していたんだろうと思いますが、その目指している法案と、今陳情者が求められている内容というのは、ほぼ一致しているんだという理解はさせていただいたわけなんですけれども、国営から民営化になったこの現状については、これはもう認めて、この制度でいいんだろうということなんですけれども、そもそも民営化が議論になった大きな原因に、私が理解するところによれば、この郵便事業というのは非常に公益事業が高くて、ユニバーサルサービスを堅持しなければならないという側面を持っていて、そのことと一体となって、いわゆる広く国民から貯金であるとか保険であるとか、そういう資金を集めやすいと。集めることによって今度は出口として、財政投融资という形で、国営であるがゆえに、野放図な金の使い方がなされていると。ここを大きく改革しなければいけないというのが、スタートラインの郵政民営化だったというふうに私は理解してるんですけども、このところの一番根本のところですね、また今回この3事業を一元化して、民営化ではあるわけなんですけれども、行ったときに、広く大衆から集めやすい貯金、保険、この資金がどのように運用されるかということが、私としては非常に関心があるわけなんですけれども、その辺のところはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

今、植山委員が質問された事項なんですけれども、財源のことも出たと思うんですけども、これはもう入口と出口の論議というか、郵政民営化でもあったと思うんですけども、あのときは国営でした。実際いうと郵便局はもう集めるだけ集めるんですよ。結果的に使うのは、時の財務省、大蔵省。大蔵省と政治家が使い道を間違ったとしか私たちは思っておりません。地方によっては簡保制度資金、融資銀行資金で学校建設、トイレなどいろいろなのが出てきたと思うんです。これが財源だと思うんですよ。ところが、使い方を間違えた郵便局が悪いというのは、私たちは決して思っておりません。私たちは、やはり地方に貢献してきたという自負がありますので、その辺をまた精査をしていかないといけないと思うんですけども。ただ今の流れでいきますと、今、郵貯がやっていることは、国の縛りがあるんですね。国債を引き受ける国家的要請があるということで、特にリスク性の資産の積み増しをすることは、本当はなんですけれども、実際いうと理財が0.8とかいうので今やっているんですけども、その中で、国債をやはり引き受けていくと。これが国債は低金利ですので、もうずっとその国債を買っていくとパンクをしてしまうというのが現状なんですけれども、国は国債を郵便局は買いなさいと、そういう縛りもありますし、郵貯の場合、例えば郵貯残高というのが民営化前は236兆円だったんですね、15年度当時。ところが今現在は176兆円。毎年毎年5兆円減ってきて、その分は民間の銀行さんとかいうのに流れていっています、実際言うところ、150兆円を下回るともう危険水域ということで、ひょっとしたら国債とそれで暴落するかもしれないというような危険性も一応はらんでいるということで、リスク運用としては、外国債

とかアメリカ国債を買いながらまたちょっとやっているんですが、このままで本当にいいのかというのが今の現状です。の中で、銀行や信金もやっぱり、利回りは1.5から1.6あるんですけれども、郵貯の場合0.8、それをやっているものですから、ずっとそれができないという現状になってきております。あと保険なんかもそうなんですけれども、今の中で養老とかいろいろあるんですけれども、新規参入ができない、今第三分野ということでアフラックさんとかいろいろアリコさんとかあるんですけれども、郵便局の場合は第三分野（医療等）も縛りがあるんです。なかなか参入できないと。限度額も1,000万に縛られているということで、そういうのをずっと続けていけば、もう難しいんじゃないかなと。とにかくそういうのを、2社は持ち株の中でもちょっと違うのですが、自由度を高めるために特殊会社等でやっていかなければ、新規参入ができないということでありませう。

○委員（植山利博君）

結局、民営化はしたけれども、いわゆる公共性が非常に高い位置づけがあるので、自由な裁量のもとでの事業展開はできないと。非常に中途半端で矛盾した民営化になってしまったと、結果としてですね。そういうことだろうと思うんですけれども、だから、この法案が、例えば改革法案が通ったとしてですね、運営の中の効率はよくなるんでしょう。ただし、その矛盾というのは、やはりそのまま残るような気がしてならないんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

やはり、その改革法案が通っていけば、新規参入もできるようになりますし、そうしていけば自然とですね、3事業一体とはいわなくても、今の私たちの会社は簡保生命、郵貯銀行という、金融2社が上になって、こちらが下になると。手数料で今、私たちは会社を経営する世界にも例のない会社なんですけれども、その部分がいろいろ参入ができるし、例えば事業会社の人が配達した年金もできるというようなことで、中身自体はちょっと変わってくると。ますます効率的には、3つの事業が一つの会社でできるようになってくれば、効率はすごくすばやくなってくると考えます。特に郵便事業、これが一番問題なんですけれども、民営化当初前までは、例えば私たちが小包を近くのお客さんとか取りに来てくださいといえは行けたんですよ、車でも。ところが、民営化になったら貨物法というのができて、結局、車で持っていったら違反だよということで、コンプライアンス違反になってしまって、そういうのもできなくなったというような縛りも全部撤廃はできるというふうに考えておりますので、もうちょっとこういうのが、法案がまず通らない限りはできないということになっておりますので、これは全部変わっていくんじゃないかなと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

この郵政改革法案というのは、何とか通っていかねばいけないだろうというふうには思うんですが、4年前に小泉さんが郵政改革をされたわけですよ。自公連立政権でこれもされたわけですよ。そしておそらく、郵便局の皆さん方もこれはいけないということで、民主党にそれなりに応援もされて、民主党政権も誕生したんだと思うんですが、今現在、民主党政権でもTPPの問題、いろいろな問題が出ていて、下手すれば民主党が分裂するんじゃないかと、この改革法案が通る前に、そっちのほうがちよっと危ういんじゃないかという気がするんですが、このTPP問題でもかなり、これがもしうまくいきますと、郵政のほうにもかなり影響が出てくるよといったような話も聞いていますが、今国会でという話が出ていましたけれども、これもまた先送りになってしまいましたですね。年が明けていつになるか分からないと。そこら辺はどのようにとらえていらっしゃいますか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

やはり郵政民営化のときから、私たちはこう政争の具といいますか、振り回されてきたと思うんですよ。確かに、私たちはどこの政党ということも本当は関係ないと。昔は局長会のほうは自民党のほうであったとかいろいろあったと思うんですけれども、今民主党がどうのこうの言われたけれども、民主党でもすべてじゃないし、やはり会社を私たちは守っていかないといけない使命が、140数年間ありますので、そう精神は培っていると思っております。の中でTPPの問題なんですけれども、結果的には郵政のほうが出ていないんですが、私たちは民営化当初からいつも思っていました。これはもう郵政改革、医療改革、農協改革、これは三位一体と、本当は当時から言わ

れているんですけれども、みんな気づかなかったと思うんですね。これはもうアメリカが年次要求改革といって18次まで出しているんですけれども、竹中平蔵さんが何回も言っているのは知っていました。そのところは、このTPPもまた流れに、今回も金融の流れになっています。お隣の韓国が今回アメリカとやったときに、保険のほうをやはり、アメリカは保険を狙っているんですね、AIGというところが。そういうところが、韓国側にも言って参入できるようになっていたということで、何かやはり縛りをしているみたいですね。これにまたTPPが入ってくると、郵政問題はあまり詳しくは述べられていないんですけれども、農業だけ言っているんですけれども、結果的には金融分野もアメリカの傘下にやはり入っていくんじゃないかなというおそれもありますので、それをやらんだのが、やっぱり改革法案を通していかないと、結局TPPとかいろんな分野を守れないと思っていますので、これはやはり日本の全体的な、郵政問題だけではなくて、農業も医療もすべて大きな問題だと、私は思っておりますので、それをしっかりと理解を求めするために、利用者の皆さんに訴えていかなければいけないと思っております。

○副委員長（塩井川幸生君）

この前、横川の局長と話をしたんですが、横川の山ヶ野郵便局が閉めるという話を聞いて、霧島管内で閉める局がいくつくらいあるのか、分かっていたら教えてもらえますか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

霧島管内には23局ございます。働いている職員数は、期間雇用者を含むと約400人近く、またあと事業会社を含めると700人くらいになると思うんですね。ここが撤退していくと、霧島市というのも、また企業が一つなくなるというのと一緒くらいの感じだなと思っていますので。今、山ヶ野金山局も言われておりますけれども、やはり取り扱い件数とかいろいろあって、少子高齢化の波におそわれて、最初は廃局とかいろんな噂も出ていたんですけれども、やはりユニバーサルを守るといって、今はそのままになっておりますけれども、このままいくと売上がないんじゃないかと。今の会社の方針が、例えば2名局というのがあります。局長と社員さんだけのところ。これは霧島市内でも結構10局程度はあるんですけれども、そこを回って、お客さんが少ないと30分、1時間、視察に来て全然お客さんが来ないと。こういう局はどうなんだということで、やはり、そう儲かるほうに走っていく可能性も出てきています。特にそれはなぜかということ、決算の状況も見れば分かるんですけれども、毎年毎年減少しております。最初、小泉さんと竹中平さんが作った民営化当時の試算があるんですけれども、これはバラ色の資産を書いています、右肩上がりに。もうコンビニエンスストアもやっていいんですよ、何もなくていいんですよということだったんです。実際はできません。何もかも縛りがあって。今、決算なんかを見ると、減収・減益をたどって、山ヶ野金山局じゃないんですけれども、私たちのボーナスも公務員並みに、昔は4.3ですかね、最初あったんですけれども、今じゃもう3.0くらいにもう、人件費を全部カットして、私たちのそういうのを、血で削った分で行っているような感じでありまして、これがもうあと3年後とか、これは取っていかないと本当に撤退をするしかないんじゃないかなというような、本当に危惧していることでもありますので、そういう特に山ヶ野金山局、霧島市も過疎地の部分も結構多いと思いますけれども、そういうところは本当に無くなってしまわないかと心配しております。

○委員（宮本明彦君）

やはり、国鉄もJTとか他のところも、巨大企業と言えば巨大企業だったんですよ、NTTもですか。郵便局もやはり、郵政というのなんかそういうイメージがあって、先ほどのお話があった、政府がいろんなところに金を使っていたから悪いんだというお話がありましたけれども、反対に小泉さんはいろんなところに政府がというか役人が使わないように、蛇口を絞ったのかなという印象もあるんですが、そのようなイメージでもとらえていいのかなと思いますが、お金の使い方に関して。どうなんでしょうか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

先ほど私が説明をしたと思うんですけれども、お金を私たちが直接使うわけではないんですよ。イメージとしては、私たちは本当に国から言われて、要請されて集めなさいと、民営化前は。国の機関でございましたので、国営でやはり身分が保障されていて、地域のためになりなさいと。国家

公務員の宣誓服務とするわけですね。そういうのをやってきましたので、国のためになることをしなさいということで、郵便貯金、保険もやはり集めなさいということで、それで走っているわけでありまして、使い方としては私たちもまったく分からないということでもあります。先ほどの中でちょっと説明をしたかったのですが、民営化になってきて変わったのかというのはNTTさん、国鉄さんもあるんですけども、国鉄は62年にしましたけれども、例えば北海道、四国、ここは守っているんです、国が全部補償して。立ち行かないJR支社は。これは国がちゃんときちっとやっている。ただ、東海とか西日本というのは儲けがあるからということで、でも郵便局の場合はそういう、最初のほうは基金でやるということだったんですけども、全然それがないということになっていますので、そういう補償とかいうのは全然ございませんので、それとはまた全然違うんじゃないかなと思っております。

○委員（宮本明彦君）

簡易郵便局とか、郵便局とか言われていますけれども、そこは民営化によってどう変わったのか、例えば山ヶ野という話もありましたけれども、確かに人口が少なくなってきたら需要は少なくなるよねと。時代の流れで閉めざるを得なくなったのかなという思いもあるんですけども、その辺が民営化によって、山間地と言いますか、その郵便局、簡易郵便局というのはどう変わったのかというのをちょっとお聞かせ願えませんか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

郵便局のほうは先ほどちょっとお話をしたんですけども、3事業一体という形で、例えば私たちも昔は配達の方の苦情とかいろいろ聞けたんですね。例えば、郵便物が間違いましたよといったら、それは同じ郵便局ですので、対処してきたんですが、今は郵便事業会社のほうに聞いてくださいとかいろいろ、だからすごく苦情が多いんですよ。もう私たちはそういう郵便はちょっと扱えないと、引き受けはできるんですけども、配達のこととかポストのこととかいうのもできないと。だから、やはりそういうので、先ほど言ったように縛りが出てきたというのが現状ですね、郵便局。そういう効率的なのもう全部、郵便局というの一体化であって、郵便のことで全部窓口でできたことが、今はもう会社が違うからということで、全部もう一つ一つができなくなってきたというのが一つですね、郵便局のほうは。あと簡易郵便局のほうは、前と事業がちょっと変わってはないんですけども、最初言った手数料の問題がありまして、民間になって減ったと。そして、どんどんそれが閉鎖されていくということで、若干簡易局の手数をちょっと上げているという現状ではありますので、その辺がちょっと違っているのかなというふうに思っております。

○委員（宮本明彦君）

昔は、銀行の方々がうちに来て、集金して、貯金通帳に入れてくれるよというのがありましたよね。それも以前はやっておられたわけですよ、郵便局の配達で。今は郵便局自体でそういうことはできるんですか。そういうサービスは。〔（配達のほうはそれはできません）と発言する声あり〕それはできない。配達のみ。郵便事業は配達のみですよ。郵便局はそういうことはできないんですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

昔は郵便局と一つでしたので、経営的効率ということで、例えば今、霧島とか横川とかいろいろありますよね。集配郵便局というのもありました。国分局もそうなんですけれども、やはりみんな一緒でしたので、郵便局一つで配達もできて貯金もできるとか、配達の方がそれはできたんです。会社が民営化になって変わりました。今、間仕切りというのをしていますね。霧島とかそういうところも。あとは福山なんかは昔は集配局だったんですけども、窓口だけになってしまいました。いろいろ閉鎖されてきて、結局は郵便事業も配達だけと、昔こういう貯金・保険を持って行って、集金もできていたのにできなくなった、会社で。うちの会社としては、国分局とかは窓口会社なんですけれども、渉外を持っている局だけは、そういうのでできるんですけども、地方に行けばそれは全部は、その郵便局会社の人でないとできないということに変わってしまいました。配達の方がすべてできるわけではないと。郵便事業会社の職員さんは貯金保険を預かったらいいませんよ、というふうにもう変わってしまったと。そういう効率的な経営ができなくなったということです。

○委員（宮本明彦君）

郵便配達をされる方はできなくなった。だけれども、郵便局にいる方はお金を取りにいけるし、預かって郵便局の銀行に入れることができる、銀行業務ができるということでもよろしいんですか。〔（よろしいです）と発言する声あり〕それはいいわけですね。ただ、配達される方ができなくなった。それで効率性が落ちたよということなんですね。〔（はい）と発言する声あり〕。

○委員（植山利博君）

今現在は民営化になって、3つの特殊会社と2つの一般会社ということになっているわけですね。それで、3つの特殊会社というのは、要するに郵便事業をされる配達と集配とということなんでしょうけれども、あとの貯金と保険、この2つがいわゆる2つの一般会社という理解でよろしいですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

3つの会社で日本郵政という持ち株会社ですね、大元の会社、グループを傘下に収める。あと郵便局会社というのは、先ほど説明をしました私たちのところなんですけれども、窓口業務だけをするところ。そこの国分でも見えるんですけれど、後ろが事業会社ですね、配達の方は。窓口会社というのは、例えば大きなところでも国分、鹿屋とこっちはあるんですけれども、あと窓口だけをとっている重久、清水いろいろ、牧園もなんですけれども、そういうところなんですね。あとは郵便事業会社、これは配達をするところ、これを一つにしていましようやと、これはユニバーサルで義務付けていかないと難しいと。特に、会社の特殊性というのがございまして、郵便局会社という私たちの会社は、郵貯銀行、簡保生命から手数料でやっているわけです、今、実際言うと。今は向こうが上になっているんですよ。それを変えましようやと。そうしないと経営できないよというような形なんですね、実際は。この三つを一つにして、あとは郵貯銀行さんと簡保生命を下にして、持ち株の中では、この人たちはまた自由なのをしてもいいよというのに変えましようということなんです。

○委員（植山利博君）

今この現在のこの構図の中で、収益性の一番低いところはどこですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

郵便事業会社です。なぜかと申しますと、これは民営化のときに、本当に言っているのか分からないんですけれども、時の竹中さんとか西川さん、会社の社長ですね。日本通運さん、これは赤字会社でした。合併しました、郵便事業会社と。赤字会社と合併して、この前損失で1,084億円、この分が今すごく響いているということで、なぜここが合併したのかというのが私どももグループが違うから分からないんですけれども、広めるためにしたのかもしれないけれども、この事業会社だけは特に損失。それとまた、うちの会社も実際いうと、中間決算のときも経営利益からすると、先ほど言った私たちのボーナスカット分だけで、これがなければマイナスです。マイナス会社。郵貯銀行もずっと目減りをしているということと、簡保生命も落ちてきている。すべて、利益を出しているところは郵貯銀行だけというふうになっております。

○委員（植山利博君）

ですから、これは私の思いなんですけれども、この郵便事業、郵便局会社、要するに郵便に関わる業務というのを、何と言うんですか、これはユニバーサルサービスでなければならぬわけですから、収益を度外視した公益法人みたいな形の運営を、もしくは国営というか、そういうような視点で運営をせざるを得ないのかなというような気がするんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

民営化前も一緒なんですけれども、私たちは公務員の時代から、郵便局というのは独立採算制でやってきていたんです、はっきり申し上げます。税金を入れないということで、その中で、例えば郵便事業が悪かったら貯金保険から補てんして、3事業で全部赤字を出さないような運営をやってきたわけです。それが民営化になって会社が全部違うと、これは会社同士のそれになるんですけれども、ただこれを公益法人とかではなくて、本当はほかの国でもですが、アメリカも国営、郵便

のほうはですね。例を見ていただければ分かると思うんですけども、民営化したところは立ち行かなくなっているところもあるんですけども、民営化した以上は、この改革法案の中身もそうなんですけど、一緒にやっっていこうと。赤字の部分というのは、会社が努力をしてやっっていきたいというので考えておりますので、ただそこだけをどうのこうのというわけにはいかないと。例えば、郵便事業がこけたら、たぶん郵貯銀行、簡保生命、局会社も全部こけるとというのが今の現状であります。

○委員（宮本明彦君）

イメージだけの話で申し訳ないんですけども、民営化になった、民営化になったら配達とか配送業務は、ちゃんと民間のヤマトさんとか佐川さんとかと競合しなさいねと。郵便局のほうは保険とか銀行の窓口ですから、基本的に保険だったら代理店みないな感じで、ほかの保険会社と競合しなさいよというような主旨があったのかなとイメージとしては思うんですけども、それについてはいかがですか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

郵便のほうは競合しているんですが、やはり引越し業務とかは規制があってできないんですね。すべてはできないですよ。それと、郵貯と保険の関係ですが、先ほど冒頭に申し上げましたけれども、例えば保険を、私たちは、郵便局会社は簡保生命の代理店なんです、各局が。なんだけど、先ほど言ったように、代理店なんだけれども家族契約ができないんです。普通は代理店でも自分の家族に勧めるじゃないですか、保険を。例えば、私が代理店の所長としたら、うちの子ども全部を入れられますよね。ところがそういう縛りがあって、例えば家族が郵便局関係者だったとか、そういう関連会社だったら入れられませんよとか、そういう、代理店であって代理店でないような規制がたくさん設けられているというのがあります。そういうことだと思います。それから先ほど言ったように、第三分野保険とか、いろいろ民間さんがされている保険の参入も、代理店になってもできないんです。そういうことです。

○委員（脇元 敬君）

郵便事業の大きな流れのお話と、この地域にとってのお話と分けてお話をさせていただきたいと思うんですが、この霧島市管内において、現状、先ほど少しお話がありましたけれども、市民の皆さん、地域の方々が郵政事業の改革が始まって、民営化法が進んだことで、確認をさせていただきたいのが、どういう状況に今なっているのかというのをちょっと具体的にお話しいただければありがたいです。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

民営化の前は、やはり地域のお客さんとともに、本人確認とかいろいろなものがいらなかったんですね。もう顔パスで、来たらずぐに分かるから、そういうのもいろいろあったと思うんですけども、ところがやはり民営化になればいろいろと金融庁とかいう縛りがありまして、知っていても、例えば久保委員を私が知っていても、全部免許証を見せなさいとか、本人確認法も変わってきたんですけども、そういう昔からの地域密着型のものが変わってきたのも一つですね。それとやはり、そういうのをすると郵便局はもう面倒くさくなったとか、いろんなことが聞こえてきます。先ほど申し上げたように、例えば郵便で誤配がありましたとか、例えばポストに何が入っていると、ポストを間違っって郵便物を入れてしまいましたと。昔の局であれば、民営化前であれば、カギをその局が持っています、ポストのカギも。ところが、そのポストのカギも事業会社が全部引き上げて、いちいち事業会社から来て、局の前のポストも開けないといけないとか。すごく不都合とかいろんな分野がかなり多くなってきたというのが現状で、プラス、今、過疎地域の問題もありましたけれども、昔は、例えば福山とかあっちのほうも、霧島もですけども、そういう総合担務と言って、配達しながら貯金の募集、保険の集金とかいろいろできたのができなくなりまして、年金のときに持ってきて、お年寄りの方で80歳くらいの方が、今はタクシーで何千円かかけて郵便局まで来られるんですよ。面倒くさいといいながらも、お金がかかるよねとか言いながらも、やっぱり金融機関がそこまで降りてこないといけない。持って行けなくなってしまったというようなことも、今現状に、その局が窓口局に変わってしまったから、配達をする郵便局が窓口だけの業務になってしまっ

て、そこは国分のほうに引き上げたりしているものですから、そういう不採算なところもいっぱい現状としては出ているということです。

○委員（脇元 敬君）

今回の改革法案が通ることによって、契約を結ぶことによって、そういう縦割りの業務も少し改正というか、和らいでいくというふうにとらえたいと思うんですけども、先ほど地域密着という話が少しありましたが、何か地域貢献的な、昔、見回りをしますよとか、そういうのがあったと思うのですが、現状はどうなっていますか。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

昔はひまわりサービスという、高齢者の自宅を回ってお元気ですかと、郵便の配達の際に声をかけをします。そういうのも今忙しくて、今事業会社なものですから。例えば、福山も国分から配達に行きます。そういう時間がまずないということです。そういうサービス自体は論外だと言うようなことになってきておりますので。それとあと、今、市のほうもそうなんですけど、昔は市役所とも、郵政まちづくり協議会というのを立ち上げておりました。市政に郵便局とこう、どうやって貢献していくかというような話し合いとか。これも民営化したらなくなって、そのときも前田市長にも言ったのですけれども、今後民営化になっても続きますかと言ったら、返答に困っていましたが、結局なくなりました、いろいろと。地域のためにその予算も少し来ていました、昔は。地域のグランドゴルフ大会とかしたり、いろんなのがあったのですけれども、すべて今はなくなってしまって、それを復活しようという話もあるんですけども、そういう地域との連携・密着というのも昔と違って、民営化になってスパッと切れてしまったのだろうなというふうに思っています。私はそのときに、市側に聞いたことがあります。前田市長と、そのときの総務部長に。例えば三公社五現業ということで、NTTさん、国鉄さんなどでこういう会を催して、そのあと民営化になったらやっていますかと言ったら、やっていませんということだったので、民営化になった途端に違ってしまうのだなというのを感じておりました。

○委員（久保史郎君）

五つの株式会社に分割されまして、今回、局のほうからこのように陳情が出ていますが、これは全体的な、すべてのまとめられた意見でよろしんですね、この意見は。この中で、郵便貯金銀行は収益が上がっているとか、あるいは保険会社は収益が上がっている、窓口業務は赤字だとか集配業務は赤字だとかいう、一体的な郵政改革のこの五つのところから出た意見書として、取り上げていただきたいという認識でよろしいですね、確認だけしておきます。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

そういうことでありますけれども、ほかにもいろいろと言いたいことがありますけど、収益の関係のお話しをしますけど、連結の経営処理ってありますよね、民間上当たり前なんですけど。民営化になって、平成20年度、今の郵政の財産すべてです、19兆9,617億円あったのですが、年々減りまして、21年度18兆円、22年度17兆円に減っていっています。すべてが効率化という部分と、効率化という部分では私たちも人件費、物件費すべてやっていますけど、ただ売り上げとかそういうのが結果的には新規参入できないということと、あと一つはユニバーサルなんです。貯金と保険のユニバーサルが実施できないと、縛りがないとこれはもう撤退せざるを得ないのではないかとというのが、儲かるところしか行かないというふうに思っています。例えば、郵貯でも投資信託というのをやっています。これは、やれるところは限られています。鹿児島市内と薩摩川内市、国分もやっているんですけど、鹿屋、これらの大きな店舗でしかできないことになっていますので、そういうのはだんだん縮小されていくのではないのかなというふうには、サービスがますますちょっと田舎のほうもできなくなるんじゃないかなと。自治体でいえば市町村合併で、総合支所がぼんぼんぼんぼんなくなることと一緒に形で、もっとひどくなるんじゃないかなというふうにとらえておりますので、そこちょっと付け加えておきます。

○委員（仮屋国治君）

先ほど、霧島市内に23局あるとおっしゃっていましたが、ここの陳情者が6局の方なんですけれども、有志の方なのか、また何か役を持っていらっしゃる方なのか、格が上の方なのか、だ

だ書面の都合上なのか、その辺のところを教えてください。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

本来ならば、公民館長さんとかにも了解を得ていたわけなんですけど、この陳情書を出そうと思ったら時間がなくて。ただ、ここに書いてあるメンバーはそのときにいたメンバーで、急ぐということで。役としても私ぐらいなんですけど、本当は旧1市6町から全部出そうという形を持って、プラス公民館とか、自治会のほうにもお願いはしていましたが時間がなかったという、そういう部分でございます。

○委員（宮本明彦君）

郵政民営化で悪くなったと言う話が多いんですけども、良くなったところが何かございましたら、お聞かせください。

○国分中央町郵便局長（岩崎善丈君）

良くなったところと言えば、やっぱりサービスとかの部分、民間人としてやりなさいとなってきますので。ただ、民営化当初は大変でした。3万ページに及ぶ勉強をしまして、よくなったところは皆勉強好きになったところでしょうか。そのほか問題は、いろいろ制度が毎月現場からも入るものですから、こういうふうに変えたほうがいいのか、そういう意見とかは出てきておりますけれども、お客様から聞くのは、サービスが良くなったといことは、よく言われます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないようですので、これで陳情第19号について、陳情者への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 10:54〕

〔再開 10:55〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第19号についての自由討議に入りますので、委員の皆様でご意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

今回提出された陳情は、先に郵政民営化の大改革を、小泉政権のときに行ったわけなんです。あのときには、熱狂的な国民全体の思いといいますか、選挙も大勝利をされて、これを大きな争点にして解散をされたという経緯があるわけなんですけれども、これはこれで一定の大きな改革ではあったと思うんですが、やはりその改革の中には痛みもありまして、そのことによって郵政事業が非常に、ユニバーサルサービスの堅持ということがなかなか厳しい状況に至ったという側面があるかと思えます。また、財政投融资等も非常に問題になっていて、この改革そのものもある意味では必要な改革ではあったわけなんですけれども、行き過ぎた矛盾を修正しましょうと、決して民営化を元に戻そうということではありませんので、地方において、この改革によって引き起こされた矛盾の修正をして、バランスのいいものに整えていきましょうという趣旨の陳情であろうというふうに私は思います。ですから、先ほどの質疑、やり取りの中で、この陳情については、今日、委員の皆様の判断をきちっと出して、採択する、採択しない、結論を出すべきではないかなというふうに思っているところです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないようですので、これで陳情第19号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

[休憩 11:00]

[再開 11:10]

△ 議案第74号 霧島市交通災害共済条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第74号、霧島市交通災害共済条例の一部改正について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（山口 剛君）

それでは今回、議案として出しております、議案第74号、霧島市交通災害共済条例の一部改正についてでございます。詳しく課長のほうから説明させますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○安心安全課長（中馬吉和君）

議案第74号、霧島市交通災害共済条例の一部改正について、市長が提案理由を述べたことについて補足説明いたします。本条例は、交通事故による災害を受けた者を救済するために共済制度を設け、もって市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的として、平成17年11月7日に創設されたものであります。これまで、交通事故による被害者に対して、加入者の掛金や合併当時、保有していた基金を財源として見舞金を給付し、被害者の費用負担の軽減に努めてきたところですが、制度開始当初より、給付による支出が掛金収入を上回るという状態が続いており、その不足分として充当してきた基金も、今年度枯渇する状況となっております。そこで、当制度の今後について検討いたしました結果、これまで予算常任委員会等でいただきました議員の皆様方のご意見なども踏まえ、制度については今後も存続させることといたしました。その上で、加入者相互で助け合うという共済制度の趣旨等も考慮し、収入規模に応じた事業運営が必要であるとの観点から、事故被害者に影響の少ない範囲での給付額の削減を行い、市単独での制度の維持に努めることとした次第です。それに伴いまして、今回、本条例第8条に定めます見舞金に関する別表の金額の改正を行おうとするものです。併せて、今後も事業の安定的な運営のために、加入者の増加を図っていくなどの取り組みにも努めてまいりたいと考えておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。以上で、議案第74号に関する説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

非常に交通事故等も多くて、支払いが多いというようなことですが、以前は年度初めに、各自治会長さんのところにも、加入の促進ということで来ていたわけですが、何か最近、あまり加入に力を入れていらないような気がするんですが。ただ、一応通達だけして、入りたい人だけ入れればいいよというようなことで、たまたま入っている方々の事故が多く、支払いが多いというようなことで引き下げと、先般説明もいただいたわけですが、そこら辺の、加入のための努力というのはどのようにされているんですかね。128,000人いる市民が、現在何割加入されているかということと併せてお尋ねします。

○安心安全課長（中馬吉和君）

確かにおっしゃいますように、合併前のそれぞれの市町の加入促進のあり方というのは、旧国分市時代は、この制度が当初設立されたときには、掛け金をそれぞれの公民館に、徴収に回っていたというようなことでございます。ほかの町では自治会等で掛け金を集めて、それを納付していたというような状況があったようでございます。合併時に、それらの霧島市の交通災害共済事業として新たに制度をスタートしたんですが、その時に、加入についてはそれぞれ納付書で納めるということになりまして、その納付書に加入の案内のチラシ、こういう交通災害共済に加入しましょうという裏表のカラー刷りのものですが、これを納付書と一緒に全世帯にお送りするという形で、

今の共済の加入についてはそういうような手続きを踏んでいるところでございます。また、加入率でございますけれども、平成23年で申しますと、大体26%となっております。

○委員（下深迫孝二君）

加入率が26%ということで、26%ではこういう事業が成り立つはずはないんですよ。せめてやはり、50、60%くらいの加入者がいないと。本年のように事故の発生が多かった場合は、即もう成り立たないということですけども、今後加入の促進という面で、力を入れる考えはないのかということをお尋ねします。

○安心安全課長（中馬吉和君）

現在、考えておりますのは、この納付がそれぞれの金融機関に納付書と掛け金を持って行っていただいて、納付しているという状況だけでございますので、あと利便性の高いコンビニ収納とか、その辺についても併せて検討しているところでございます。

○委員（脇元 操君）

先ほど、下深迫委員がおっしゃいました加入者の増を図るということなんですが、合併前、各自治会などで加入していたということですので、加入率が26%ぐらいでは本当に大変だと思いますよ。だから加入の方法を元に戻してやられたら、こぞって加入されると思いますが、それはできないわけですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

現在、市のいろんなものにつきまして、この自治会で徴収したり、とりまとめるということは、市のほうでは限定的な業務しか行っていないのではないかと思います。一旦、そういうふうにして自治会から手放された業務を、再度また自治会のほうにお願いをするのは、自治会の負担等の問題もございまして、難しい問題ではないかと考えております。

○委員（脇元 操君）

やはり、現在の自治会の予算等もカット、カットで、いろいろ苦しんでいらっしゃいますよ。以前は、旧隼人町なんかは自治会で一切を取り扱っていました。また、自治会にそれだけのメリットもありました。だから、こぞって入ってもらっていたんですよ。そういう経緯もあります。でないと、この26%くらいの加入率では、とてもじゃないけど無理じゃないかと思いますよ。その辺は、どのようなお考えですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

現在、市が単独でこの共済制度を実施している他市の状況を見ましたときに、例えば西之表市が58%、南さつま市が56%、奄美市が8.5%、垂水市が71%というような状況で、特段低い奄美市を除けばだいたい50%以上の加入率があるようでございます。ですから、やはり加入者の増加を図るというのも一つの手段ではあると思います。ただ一方で、他市の給付の状況を見ますと、霧島市が年間の給付が2,400、2,500万に対し、他市は事故も少ないのでしょうが23年度の8月末現在で、西之表市18万円、南さつま市が145万円、奄美市225万円、垂水市が282万円と、やはり極端に霧島市の給付状況が、他市に比べて高いというのがございます。合併前に市の単独で実施していたのは国分市だけです。町につきましては、この町村会交通災害共済制度におそらく加入していたと思われます。その町村会のほうではまだこの制度が実施されているわけではありますが、現在、10市20町4村が入っているような状況でありまして、この町村会で県全体の給付が8月末現在で約3,100万円です。霧島市は年間で2,400万円くらいというようなことで、町村会に匹敵するくらいの給付を、霧島市のほうでは支出しております。市単独の制度を維持するということは、小中学生・高齢者の免除制度がやはりあるから、それは維持する必要があるということで、私どもはこういう制度は維持しなければならないというのも考えたところでございますが、やはり制度を維持していく中で、この町村会の行う同事業への、受け入れ側の対応もあるんですけども、向こうが受け入れてくれるのであれば、ゆくゆくはその辺の検討もしなければいけないのかなというふうに考えているところであります。

○委員（久保史郎君）

合併以後に、子供たちと高齢者を無料にされたということは、町村会の制度と統一されて、その

ように無料になったのですか。それとも市独自で、サービスの観点から、料金は徴収しないという方策を採られたのですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

合併前は、国分市だけが、小中学生は無料にしていました。ほかの町については、無料制度はなかったというふうにお聞きしております。合併時に、小中学生と併せて75歳以上の高齢者も無料にするという制度がスタートしたようでございます。

○委員（久保史郎君）

私がお聞きしたのは、ほかのところもそのように、例えば今、10市20町4村というところも、小中学生は無料で、掛け金なし、あるいは先ほど高齢者は無料という形で会員になっていらっしゃるのですかというのをお聞きしたんです。

○安心安全課長（中馬吉和君）

他市の状況を見てみますと、阿久根市が75歳以上につきましては200円、そして西之表市が0歳から小学1年生までは無料、奄美市が小学1年生が無料、非常に限定的な無料制度であるようでございます。

○委員（久保史郎君）

私は、この件についてはこれまでも指摘をしてきたんですけれども、実質的に受益者負担の原理・原則からいくと、無料でそのように事故に遭ったときだけ、見舞金という形でもらえる制度にしたこと自体がおかしいと、これまでも指摘をしてきたんですよ。特に、小中学生あるいは高齢者が一番交通事故に遭う確立が高い人たちから、掛け金は全然いただかないで、事故に遭ったときだけは差し上げますよという制度で。なぜそれを言うかという、そもそも掛け金自体が、普通の民間的なああいう高い金額ではないんですよ。かつては1円保険と言われましたかね、これは、1円保険という形で、そして若干上がって、今、年に500円ですよ。であれば、最低限それだけのものはその見舞金制度に、共済的なものに入りたいという方は払っていただいて、家族で。それを掛けることによって、経済的負担がものすごく大きくて大変だということだったら、それは入るも入らないも自由なんです。ですから、これを無料にされた事態で、こういう破綻的なことが起きてくるというのは、今回も600万円ですか、補正で。繰り入れをして、やっとそれを払っていくと。制度を維持をしていくということに無理があるのではないかということ、これまでも指摘したんですけれども、どのようにとらえていらっしゃるんですか、この件に関しては。

○安心安全課長（中馬吉和君）

今回、この制度の見直しについて検討する中では、確かに議員の皆様方からも、高齢者については無料というの見直したほうがいいのではないかとご意見もございましたので、そういうのも議題として取り上げました。その中で、500円の負担というのよりも、当然皆さんが加入していただければいいのですけれども、掛け金を徴収することによって現在の制度では、金融機関までお金を持って行って納めなければならないと。そして、高齢者の方々がお金を納めることになったときに、果たしてどれくらい入っていただけるのだろうか。そして、入っていない人が事故にあったときに、見舞金という形で出すことができましたが、加入する方が減ることによって、けがをしても手当てが何もしてあげられないのも、またこの制度の趣旨からしてどうかなということなどもございました関係で、一応今回につきましては高齢者の方々の負担金というのは、確かに500円です。ですから高額ではないわけです。ただ、全員を救済の対象にしてあげるべきではないかという意見のもとで、免除についてはそのままの取り扱いにしている状況です。

○委員（久保史郎君）

確かに、掛けなくて、そうやって高齢者を守っていくという点では、その思いは十分私も理解します。理解するけれども、実際に基金の枯渇によって制度そのものが維持していけないというような状態になってくれば、その思いというのは何にもならないわけです。ですから今、同僚委員が言われましたように、掛け金の問題も併せて、この申し込みの体制を、例えば今、市においては河川などのボランティアの、そういう団体も募集しています。だからこの制度そのものは、非常に私はよい制度だと思っております。ですからこれを存続していくためには、地域の皆様方のご協力

をいただきながら、前のおり地域自治会で掛けられますか、入られませんかというように、以前は声かけがあったんですよ。そうやって集めてくださるから、結構多くの人たちが、それなら入っておこうかという気持ちになられたはずです。今、お話がありましたように、自分で金融機関に行って、心がけて払わない以上は加入しないというのが実態です。ですから、そこら辺は再度、やっぱり協議をしていただいて、市民を守るという観点からいくと、ますます高齢化していくわけですから、500円だけはきちっと払っていただいて、その代わりに、万が一事故に遭われたときには、こういう制度になっておりますからと。今回、100万円を50万円に引き下げるというのではなくて、万が一事故の時には100万円出ます、ありますよというような形で、守っていくという観点に立てば、どっちが本当の市民にとってのサービスになるのかということ、もういっぺん検討していただいて、早い時期にこういう条例改正はまた元に戻せるように、取り組みをしていただきたいと思いますけれども、いかがですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

掛け金の徴収、現金を自治会長さんが取りまとめるというのとは別に、逆に今ご意見をいただきました声かけですね、加入促進のための声かけ。紙1枚でするのか、あるいは何らかの形で啓発をして加入促進を図るといのは、今後取り組むべき課題ではないかというふうに考えております。そこについては、一応自治会長さんに、昔のようにお金を集めてくださいというようなことについては、ちょっと難しい面もあるかと思えますけれども、加入促進の取り組みについては検討をしたいと思えます。

○委員（久保史郎君）

非常に、自治会長さんたちが、事業的な内容、あるいは配布物の数の多さなんかでも大変だということ、私も理解をしております。であれば、何もあえて自治会長さんだけでなく、例えば各地域には産業委員とかいろんな形の役があるんですよ。交通安全協会であってもそうですがね。各地域にたくさんいらっしゃると思いますよ。そういうところを、かねてボランティアでしていただけるような方たちのところに、例えば自治会長さんに諮っていただいて、こうやってまた集めていただけないかと、もう大変だという声があれば、また別な団体のほうで何とか取り組みをしていただいて、あえてそこに手数料をやるとか、そういうのではなくて、それこそ13万人市民、相互に、お互いに助け合うという、共助という形の検討をしていただきたいと思います。何か、この声かけを、どれだけ入ってくださいとってただやるだけでは、絶対このパーセントは上がってこないと思います。もう一步踏み込んだ、そこをお願いをしていって取り組んでいただけるという、やっぱりそれは取り組む側の思いだと思います。それが伝わりさえすれば、いろんな各種団体がありますから、そのところに、この件に関しては取り組みをしていただけないですかという思いで、お願いするつもりはないですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

これにつきましては、また高齢者の免除のありかた、そこ辺を総体的に含めて、逆に高齢者の方々にもご負担していただくというような見直し等をする段階におきまして、高齢者の方々の徴収というのはそのような方法も可能かなというふうに考えます。

○委員（久保史郎君）

高齢者を、もし負担をされなくて済むようであれば、そういう人たちに、各種長寿会等もあるわけですから。その代わりに、こうやって若い人たちの運営上もご協力をお願いできないですかという、その人たちに回ってもらうという方法もあるんですよ。あるいは婦人団体もありますし、いろんな組織団体がありますので、どういうところで、どこをお願いをすればしてもらえるのかなということを検討に加えていただいて、例えば高齢者は無料にしましたから、その代わりに入る人たちを増やしてくださいと。資金的にもこういうことですよという話をしていただくのが、一番ベターな方法じゃないかと思えますので、取り組みをお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

今、この高齢者と小中学生ですか、無料だとおっしゃいましたけれども、これに対して一般財源からいくら投入されていますか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

これまでは、合併当時、3,700万円という基金がございまして、それを充当してきたところで、今回はじめて補正のほうで、また予算常任委員会の中でもご説明申し上げる予定ですが、一般財源を600万円ほど投入する予定です。

○委員（下深迫孝二君）

今までのやり方が間違っているんですよね。これだけ児童・生徒が多い霧島市で、お金を払っていない人たちの子供さんたちを、加入している人たちのお金で面倒を見ないといけないというのは、これは大きな経営方針の間違いなんですよ。やはり、子供さん・年寄りをただにするのであれば、この部分は一般財源から投入し、毎年しますよと。そういう加入だったら、こんな赤字は出ないんですよ。そして、入っている人たちの分は切り下げていくというのでは、これは絶対経営がおかしいんです。ですから、お年寄りと子供さんをただにされるのであればされるで、毎年この分の数としてはこれだけ一般財源から入れますよと。そして、加入したい方はしてくださいというような、いい事業であるということは認めているわけだから、やっていただきたいと思いますが、そこら辺はどのようにお考えですか。

○総務部長（山口 剛君）

破綻するのは、最初からわかっておりました。その中で、破綻が近づいてきまして、決算委員会なりでこういうことで、市としては、あの時議論したのが、こういう制度そのものが今の世の中で必要かどうかという議論をさせていただきました。交通事故なりに遭われた方は、補償はありますし、自分でお掛けになっている保険なんかもありますので、その中でこの必要性というのはどうかという話をしながら、制度そのものを存続しない考え方と、負担をいただいていない方々から負担をいただくという方法と、それから切り下げるという方法と、この3つを検討してまいりました。そして、そのときに私どもは、ある程度この制度そのものは、もう各市もなくなっていきつつありますので、もう必要ないのではないかという議論もしましたけれども、予算委員会か決算委員会かの中で、これは存続すべきというご意見をいただきましたので、まず、なくするという選択肢が消えました。次は負担をどうするかという中で、負担をさせないまま存続するために一般財源を投入するしかないし、負担をしていただくためには新たにしていなければならないというのがありました。例えば、子供たちにしても高齢者の方々にしても、負担をする人には市からの給付があるけれども、負担をしていない人には給付をしないというのは、まさに民間のように、負担をした人は市はみるけれども、負担をしなかった人は見ないよという、それでいいのかという議論もしています。それで等しく住民が仮に交通事故に遭われで病院に入院したとか、お亡くなりになられたときに、一時金的にできるのは、やっぱり皆に等しく出されたほうがいいよねという話になったときに、じゃ負担金を一般財源から投入するかという話になったときに、新たに一般財源が発生するようなのは、なかなか市が踏み出せなかったというところもあります。行政評価の中で、ビルド&スクラップで、何か新たに一般財源を使うようになるのであれば、何かを一つ減らせという大原則を持っておりますので、じゃあこの制度をするためには、これは交通安全の制度ですから、交通安全の施策の中で、何か新たにするとしたら何かを減らさないといけない中で、今減らすような一般財源はないと。おそらく50億円減らしていかなければならないのですけれども、その中に新たな一般財源投入というのは、なかなか一歩を踏み出せなかったというのが実情です。そういった中で、等しく皆さんをお救いしながらやっていく中では、半分にせざるを得なかったというのが、ある意味では苦しい選択ではありました。これが本当に良かったかどうかというのも、まだ検証しなければならないし、今久保委員のほうからも、もう少し検証して、やがて何か措置する機会があるんじゃないかということも言われましたので、まずはここでなんとか存続させてみて、さらにもう1回検証させていただいて、あるべき姿を探してみたらというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

やはり、掛けてない人と掛けている人と同じ扱いを受けるということでは、これは掛ける人は当然いなくなると思います。やはり、掛けていて良かったよねという思いをするためには、公平性というものを持たないといけない。ただ、高齢者も霧島市は結構多いですよね、これは。子供も多い

です。この多い人たちを掛けている二十数パーセントの人で面倒を見ようということ自体が、そもそも間違いだろうというふうに思いますので、制度自体は交通事故に遭われたときに救済になるわけですから、続けていただいているのですけれども、やはりそこら辺は少し線引きをしていただいて、それならどこを削るんだといったときに、まだまだ公共事業にしても何にしても無駄なものが結構あると、私は思っています。ですから、進めるべきは進めていくということをきちっと要望しておきます。

○委員（植山利博君）

先ほど加入率が26%ということでしたけれども、これは具体的に、分母をお示しくありませんか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

23年度の見込みで算出しましたが、分母が127,900人です。加入者が33,200人です。実際に掛け金を支払われる方です。そうしたときに約26%になります。そしてこれに免除者を足しますと、また加入率というのは上がるわけですが、実際私が先ほど26%と申し上げましたのは、実際に掛け金を支払っていただいている加入者の率でございます。本来、集計上出す加入率というのは、免除者であっても加入者とみなして47.5%とか、そういう数字を出すわけでございますけれども、ここでの議論というのは実質の加入者の率であろうということで、そういう数字を申し上げた次第です。

○委員（植山利博君）

新しい見舞金の額が示されているわけですが、これの根拠となった、結局、収入に対して支出の積算をするとこれぐらいになったということかなと思うんですが、そのところを少し、この額を訂正した場合に、影響額はどれぐらいになるのか。収入との、加入率との関係でどうなるのか、お示しいただきたい。

○安心安全課長（中馬吉和君）

まず、今回新たな給付額を設定するに至りまして、免除者に対する給付額も、この掛け金を支払っている一般の加入者の費用で賄うのかということも議論いたしました。そうしたときに、それはやはりおかしいのではないかとということで、免除者の給付にかかる部分については一般財源のほうから予算を入れるべきではないかとということで、実際、自分たちで払っていらっしゃる方々の掛け金に応じた給付額ということで、まず算定、逆算という形になります。そういうふうにしたときに、給付額のほうを、現在他市と比べてみましても、例えば1週間治療をされて、それを支払ったときに、本市の場合、今まででしたら1日あたりが3,571円でした。そして、他市の場合を見ますと、大体2,000円、1,900円、2,300円というような状況で、他市に比べても、1週間あたりの治療費を1日あたりに換算したときに、霧島市のほうが高い状況でございました。そして、一番上が180日以上というのを見てみましたときに、本市が今まで1日あたり1,000円、そして他市が655円とか555円、666円、一番高い奄美市でも883円というような状況でございましたので、これらを2割くらい下げても、他市と同額、もしくはまだ他市よりも若干高い状況であるということで、まず一般の見舞金についてはそういうような設定をしよう。そして、死亡見舞金についてですけれども、今回100万円から50万円というふうに下げしております。死亡見舞金を支払っている実態等を見たときに、今年支払っている状況でございますけれども、支払い予定を含めて7名の方に、今年死亡見舞金を支払うようになっております。その中で、4名の方が75歳以上です。そしてこの4名の方々は、当然掛け金は免除者なんですけれども、これを受け取られる方々は、熊本の方であったり、東京の方であったり、鹿児島市の方であったり、あるいはお子さんでいらっしゃるけれども未加入者というような状況で、本市の見舞金が全く関係のないところに、100万円という金額が行っているような状況が多いというのも事実でございます。それで、やはり、変な言い方も知れませんが、死亡なさってから多い金額を支払うよりも、けがをされた方々に対する減額の割合を少なくしたほうがいいのではないかとということで、死亡見舞金につきましては半分になりますけれども50万円に減らして、そして、給付のほうは他市に劣らないような給付額を維持するというような根拠のもとで、今回のこの金額を設定した次第です。

○委員（植山利博君）

今の説明を聞いておられますと、免除者に対する給付は一般財源から投入するというのが基本的な考え方で、加入者に対しては、加入者の分が免除者にいくということはないというのが基本的な考え方だというふうに聞きましたけれども、とりあえずこの条例が成立した場合は、来年度以降も引き続き免除者に対する給付は一般財源から投入をしていくというふうに理解してよろしいですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

今回のこの制度の改正におきましては、私どもはそういうような方針を考えているところです。

○委員（久保史郎君）

今の答弁で、来年度以降もそうやって一般会計から繰り入れをしていくというよりも、やっぱりですね、説明があったように今回は死亡見舞金だけは半額になっていますよね。あとは半額ではないわけですが、安易に一般会計からつぎ込んでいけばいいというような考え方は捨てていただいて、明確に掛けた人だけがちゃんと受益を得るといふ、こちらのほうをですね。それからもう1点は、収納代理ですよ。ここをきちっと、まず議論をしていただいて、最悪の場合に、今話があったような体制を持っていたかないと、際限もなく、例えば新しくこの制度に移行する前に3,700万円の基金があったということは、その時点では、結構運営がなされていく体制が整っていたわけですよ。それを、小中学生あるいは高齢者に無料という形になってきたから、基金の枯渇も出てきたわけですので、その抜本的なものをどうしていくかというのを、まず議論していただいて、その上で市民にとって一番いい方策を採っていただきたいと、要望はしておきます。

○委員（仮屋国治君）

関連ですけれども、24年度の加入率の見込み、それから収支計画といえますか財源内訳、今の一般財源をいくらぐらい、この制度を改正されたときに見込んでいるのか、お知らせください。

○交通防犯G長（鮫島政昭君）

24年度におきましては、加入率自体は23年度と同等の形でシミュレーションをいたしております。実績におきましては、掛け金を、今回この条例改正が通ったとして、現時点では1,660万円程度の23年度の実績ですが、24年度におきましては1,400万円を見込んでおります。そして、先ほど課長のほうから説明がありましたとおり、免除者に関する給付金を見込みを450万円程度見込んでおまして、これを一般会計から繰り入れていただくと。収入合計1,850万円を見込んでおります。そして、給付金につきましては、2,500万円程度の給付を行っているんですが、条例改正後におきましては1,550万円程度を給付金として見込んでおります。こうした場合に、大体歳入から歳出を差し引いたときには8万円程度の余剰が出るというような形で、シミュレーションをいたしております。

○委員（仮屋国治君）

いろいろ委員の方がおっしゃっていますけれども、死亡の場合を半額にしたということですが、そういう意味でいくと、この450万円のところを使わないで済むようにするにはという試算はなされたのか。そのときは、どこの部分はどのくらいにすればこうなるよね、というような検討はなされたものなのかどうか、お尋ねします。

○安心安全課長（中馬吉和君）

450万円については、要は高齢者の給付に関する部分でございます。この数字を減らすということは、高齢者の死亡事故をなくするということにつながります。私どもとしましては、今高齢者の交通事故の減少、そしてその延長線上にある死亡事故、これを減らすことをとにかく積極的に行っていこうと。そして結果的に、この450万円という金額が減ることにつながりますので、やはり一番の取り組みというのは、高齢者の死亡事故というのは夜間中の横断事故であったりとか、そういうような分析を行っておりますので、このことについて、先ほどの議会でも出ましたように、高齢者の交通安全教室とかいろんな取り組みを、もっと強化すべきであるということも理解しておりますので、そこ辺についての取り組みをすることによって、この給付額を減らしていきたいというふうに考えております。

○委員（仮屋国治君）

整合性がとれているところ、とれていないところがあるような気がするんですね。収入については23年度と同程度を見込んで、加入率をみていたりとか、先ほどいろいろ案内をして加入率の向上をさせるというような話もありましたけれども、そのところの問題と、互助の会費で賄えるような体制というのを、今一度ご検討を、要望しておきます。

○安心安全課長（中馬吉和君）

補足をしておきます。先ほど、グループ長が申しました収入のところでございます。23年度は1,660万円程度の収入、24年度が1,400万円ということで、一見数字上は落ちているような感じになりますが、これは以前予算委員会の中でも申し上げたことがあるのですけれども、会計年度の関係なんです。2月、3月に、翌年度の掛け金を納められるんですが、今年は電算の発送業務の関係で、2週間ぐらいずれ込みまして、3月に納めるべきものが4月にずれ込んで、その分が23年度の収入として、この分が約300万円ありました。例年の平均でいきますと、大体1,400万円前後の掛け金でございますので、掛け金の変動は事実上はないということになります。

○委員（植山利博君）

皆さん同じような意見なんですけれども、納付書の送付は、前年度に掛け金を納付された方だけに行きますか。例えば、今までずっと掛け金をかけていたんですけども、たまたまある年に忘れたと。納付書もどこにいったか分からなくなって、たまたまその年に掛けなかったという方にも、次年度は納付書は送付されるのですか。

○安心安全課長（中馬吉和君）

納付書は、全世帯に発送いたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないようですので、これで議案第74号についての質疑を終わります。執行部退席のため、ここでしばらく休憩します。

〔休憩 11:52〕

〔再開 11:55〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第74号についての自由討議に入りますので、委員の皆様でご意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（久保史郎君）

議案第74号について、基金が枯渇したということで、やむを得ないというところもあるんでしょうけれども、この合併前の、それぞれ1市6町の中では、健全に運営をされてきたことを考えると、現在の中学生以下、あるいは75歳以上の高齢者を無料にした、掛け金をですね、このことに非常に大きな問題点があったのではないかと思います。ですから、実質的には、制度そのものは市民の皆さん方も、多くの方が歓迎をしていらっしゃる、あるということについては良いという思いでいらっしゃるわけですので、やはりそこら辺は執行当局もきちっとした形で、再度制度のあり方、あるいは一般会計から投入しなくても済むという、そういう体制を、また、合併前の一部の無料の人たちがなかったというときのことも考えあわせて、状況をよく検討していただいて、存続の形でずっと続けていってもらえるような体制を組んでいただくことを要望をしておきます。

○委員（仮屋国治君）

これは微妙ですね。補正で600万円上がっているのは致し方ないとして、結果ですから。致し方しかないという言い方は語弊がありますけれども。これを認めていくと、当然に24年度の当初予算まで絡んでくるわけですけども、その辺のところを、委員の皆さんもよくご検討いただければなどと思っております。

○委員（脇元 敬君）

今のお話ですけれども、今回、死亡見舞金を半分の50万円にしたということで、答弁にもあったように、その部分は一般財源からもというお話がありました。この一般財源を入れる入れないという議論は、これから多々あると思いますけれども、まともな形での見舞金という形になっていくんだろうと。今回の条例改正は、そういう形になろうかなというふうに私は思っているところです。死亡見舞金に関しては、これからの議論かなというふうに思っています。

○委員（植山利博君）

今回の条例改正は、これまでの議会の中での議論を踏まえた上での提案だと、私は思っているんです。というのは、予算委員会か決算委員会でも私も何度も傍聴をして聞きましたけれども、議員の中から執行部に対して、この制度は残すべきだ、存続すべきだと。それで、議員の中にも、ある意味で一般財源を投入してでもやる、残すべきだという議会の、やはりそういう意思というか思いを、具体的に事業化しようという形で提案されてきた条例改正だというふうに理解をしております。ただ、皆さんが言われるように、問題点も多々ありますので、今後もちろん加入促進ということが、まず大前提ですので。26%の加入率というのがですね、せめて50%を超えるぐらいまで執行部も努力をするということでもありますので、そういうことを強く指摘をしながら、とりあえずこの制度の維持ということを考えれば、当面やむを得ないのかなというふうに、私は思っているところです。

○委員（宮本明彦君）

私も、どちらかという久保委員が言われているように、やっぱり受益者負担というのをよく考えないといけないのかなと。確かに、小学校なし、お年寄りの方なしというのはいい制度なんでしょうけれども、やはりここに一般財源をつぎ込むというのは、見舞金の制度ではありますけれども、前回、反射板とかを一般財源からというのがありましたけれども、本当だったらそういうも見舞金と交通安全の促進という意味では、やはりこういったところから出せるようなくらの、健全財政をしないといけないのではないかと考えています。

○委員（脇元 敬君）

先ほどの死亡見舞金の件で、一般財源を安易に、安易という言い方も悪いですけども、投入するよという話もすぐ出てくるような状態ですので、行財政の改革という分野でも特別委員会ができましたので、この部分は議会からも何か提案をしなきゃいけないのかなと。維持して欲しいというだけではなくて、何か制度に関しても提案していくべきではないのかというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないようですので、これで議案第74号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 12:00〕

〔再開 13:00〕

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第17号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、を審査します。自由討議に入りますので、委員の皆様でご意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（久保史郎君）

陳情第17号は、これまでの継続ということで、今回また新たに委員会編成があつて引き継いだわけでありまして、これまでの経緯を若干、どういう質疑等があつたのかを示していただきたいと

思います。

○委員長（常盤信一君）

今、継続になっている案件でもあるので、今日までの状況について、経緯をとということですが、事務局のほうから報告をお願いします。

○書記（宮永幸一君）

前回の審査が初めてでしたが、陳述人はそのときは呼んでおりません。それで、委員の皆様で協議をされまして、この陳情の中には、原発増設計画の中止のみではなくて、ほかの部分も含まれているというお話もありまして、継続の理由といたしましては、今年3月の福島原発事故以来、国、地方においても原発を見直す機運が高まっている中で、国においてもエネルギー基本計画を白紙に戻して再生可能エネルギーを基幹とした省エネ社会の構築を打ち出しているような現状にあると。その中で、この陳情が出されているのですけれども、賛同すべき面もあるかもしれないけれども、そういった国の動向とか、関係機関の動向を見極めようとして、慎重に意見を述べるのが肝要ではないかということで、継続審査をしていくということになっております。

○委員長（常盤信一君）

事務局のほうから、経緯について説明をしていただきましたが、皆様方のほうからご意見等ございませんか、自由討議です。

○委員（植山利博君）

同趣旨の陳情が、過去において、いわゆる3号機の新設に関わる陳情が霧島市議会において、不採択になった経緯があるわけです。しかしながらその後、東日本大震災において原発事故が発生いたしましたして、まだその対策も除染もなされていない、まだ引き続き収束を見ない状況の中で、先ほど報告のあったこれまでの経緯の中でも示されたとおり、国全体のエネルギー政策が大きく転換をしようとする中で、この原発については見直しというような国民的世論といいますか、それが大きく台頭してきたというふう認識しております。ただ、この陳情におきましては、単に川内原発3号機増設を白紙撤回するという1点だけではなくて、すべての原発が停止をしても、電力事情等による企業の海外進出はないというようなことまで言及をされておりますので、このあたりは我々委員会としても実態を調査しながら、十分に検討をする必要があるのではないかと。そして県の状況、国の状況、そしてまた地元の薩摩川内市の状況等もしっかりと見極めながら対応をすべきだと思いますので、本日は当委員会が新たに構成替えをされた1回目の委員会でございますので、今後引き続きこの点についても、しっかりと調査研究する必要があると思いますので、とりあえずは継続審査という形でしっかりと取り組んでいくべきだというふうに思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないようですので、これで陳情第17号についての自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 13:08〕

〔再開 13:09〕

△ 議案第74号 霧島市交通災害共済条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理から入ります。議案第74号、霧島市交通災害共済条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) との声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第74号については、原案のとおり可決すべきものと決定

することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) との声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第17号、陳情書、川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について、討論に入る前に、先ほどの自由討議の中で、継続審査の意見がありました。ほかのご意見はありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないということですので、本陳情を継続審査とすることに異議ありませんか。

〔(異議なし) との声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第17号は継続審査とすることに決定しました。

△ 陳情第19号 郵政改革法案の早期成立の意見書提出を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第19号、郵政改革法案の早期成立の意見書提出を求める陳情書について、討論に入ります前に、先ほどの自由討論で、採決すべきとの意見がありました。ほかのご意見はありませんか。

〔(なし) との声あり〕

ないということですので、本陳情を採決とすることに異議ありませんか。

〔(異議なし) との声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔(なし) との声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第19号については、原案のとおり採決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) との声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、陳情第19号については、全会一致で原案のとおり採決すべきものと決定しました。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 13：12〕

〔再開 13：14〕

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま、陳情第19号について、全会一致で採決すべきものと決定しましたので、賛成された委員で、意見書を議提として提出することになりますが、意見書については、お示しされています（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔(異議なし) との声あり〕

それでは、そのようにいたします。字句や言い回しなどの調整については、委員長にご一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔(異議なし) との声あり〕

それでは、そのようにいたします。提出先についても（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔(異議なし) との声あり〕

それでは、そのようにいたします。また、本会議での趣旨説明は、委員長がいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔(異議なし) との声あり〕

それでは、そのようにいたします。なお、意見書を議提出として提出することから、この陳情の委員長報告はありませんので、ご了承ください。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

本日の審査について、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（植山利博君）

議案第74号、霧島市交通災害共済条例の一部改正についてでありますけれども、先ほど質疑の中でも、多くの委員から今回の条例改正について、意見・要望等が出たわけでありましてけれども、今回は見舞金の減額をそれぞれ減額するという条例になっているわけでありましてけれども、現在の加入状況を見たときに、26%程度しか加入者がいない、33,200人ですか。そして、小中学生、75歳以上の高齢者については免除をしているわけでありましてけれども、今回の補正予算で600万円、また24年度の当初予算でも、450万円の一般財源からの繰り入れをするというような状況になっているようでございます。他市の状況を見ますと、西之表市が58%など、50%を超える加入率があるようでございますので、これは一般財源から安易に繰り入れをするのではなくて、加入者の負担でこの事業が賄えるような対策をとるべきであります。つまりは加入率の向上を、あらゆる手段を講じて行うべき、そして、市民の方々の理解を十分得ながら、この制度が引き続き、一般財源から繰り入れすることなく運営ができるように、一日も早く改善されることを強く指摘しておきたいというふうに思います。

○委員（脇元 敬君）

同じく議案第74号についてですが、加入促進を、まずもってやっていただきたいというのが大前提であります。そのうえで、安易に一般財源を投入することなく、旧国分市からの歴史もあります、いい制度だと思いますので、受け継いでいって欲しいと思います。その上で、議会としても、この行財政改革の範囲の中で、提案できるものはしていくべきだというふうに付け加えていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかありませんか。

〔(なし) との声あり〕

それでは委員長報告については、委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔(異議なし) の声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査について

○委員長（常盤信一君）

次に、閉会中の所管事務調査については、これまでどおり、項目を「総合的な企画行政について」、「行財政運営について」、「消防行政について」及び「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務について」とし、議長に提出することによろしいでしょうか。

〔(異議なし) の声あり〕

それでは、そのようにいたします。所管事務調査の具体的な調査事項について、今ご意見はあり

ませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今回、東日本で、大きな津波がありました。わが霧島市の海岸線も、かなりの長い延長を持っております。一回、防災という観点から、この海岸沿いの海拔を調べたりとか、いろんなそういう面で調査をしたらいかがなものかと思いますが、皆さんのご意見をお聞かせください。

○委員（植山利博君）

ぜひ、やるべきだと思います。

○委員（脇元 敬君）

同じく、本年1月には新燃岳の噴火もあったわけですので、情報ではマグマも溜まってきて、また同じ時期には爆発するかもしれないという状況もあります。これまでの約1年間の取り組みはどの程度になっているのか、総務委員会としても確認すべきだというふうに思います。

○委員（植山利博君）

今、お二人が述べられたとおりで、新燃岳もそうですし、桜島も非常にマグマが溜まって、大正時代の大噴火に匹敵するような爆発が、いつ起こってもおかしくないという状況だというように聞いております。そこらも含めて、防災という観点で、あらゆる調査をすべきだと。併せて、この原発の3号機の白紙撤回を求める陳情も出ておりますので、原子力発電のあり方、もしくは電力政策、エネルギー政策全体についても今後どうあるべきかを含めて、総合的な調査研究をすべきだと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

[(なし) という声あり]

それでは、今出された点を加味しながら、日程等も、また執行部との調整もしながら、委員の皆様にお諮りをすることによろしいでしょうか。

[(はい) という声あり]

それでは、そういうふうにさせていただきます。以上で、本日の委員会審査を終了いたします。ここで、しばらく休憩します。

[休憩 13:21]

[再開 13:29]

△ 所管事務調査

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き、ただいまから、総務常任委員会の所管事務調査を開会します。今回は、次第書にありますように、横川地区の横川総合支所整備事業、大出水の湧水、大隅横川駅活性化事業等についての現地調査を行います。ここで、しばらく休憩します。

[休憩 13:30]

[再開 14:30]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。横川総合支所庁舎建設の概要について、支所長のほうから説明をお願いします。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

それでは、概要をご説明いたします。横川総合支所の庁舎整備につきましては、平成21年12月から10回にわたり、霧島市横川総合支所庁舎整備計画検討委員会を開催し、庁舎整備計画の基本方針

を決定いたしました。この中で、基本方針といたしまして、①庁舎は改築・補強ではなく、新庁舎として整備する、②建設場所は、現庁舎の敷地内、③庁舎の規模は、福山庁舎と同程度とする、④新庁舎は、保健センターの機能を有しない、⑤事業年度は平成23年度から3か年計画、⑥仮設庁舎は現庁舎裏駐車場とし、面積は400㎡程度、⑦構造は木造とし、可能な限り木材を十分活用する。年次計画といたしまして、平成23年度は地質調査、旧庁舎解体実施設計、新庁舎建設実施設計、平成24年度は仮設庁舎への移転、旧庁舎解体工事、新庁舎建設工事、平成25年度が新庁舎建設工事、仮設庁舎からの移転、駐車場整備。その後、市長からの指示事項として、①木造へのこだわりということで、可能な限り木材を利用した庁舎を建設すること、②地震風水害に負けない施設（現庁舎は過去に浸水した経験がある）、③新庁舎は市民のもの（休日なども市民が利用できる空間を提供すること）、④バリアフリーの充実（子供から高齢者、障がい者も気軽に利用できる設計にすること）、⑤書庫の充実（機能的な事務処理のため、書庫を確保すること）、⑥先進地視察（設計に十分反映できるよう木造施設等の研修を行うこと）、というような指示をいただいております。また、横川町内を流れております2級河川の天降川は、横川町の国見岳、標高が648m付近にその源を発し、鹿児島湾に注いでおります。天降川上流は、河口より33km付近に位置しております。これまで横川町は、昭和43年6月、昭和46年8月、昭和60年6月、昭和62年7月、平成元年7月と、洪水による被害を受けてきました。改修工事も昭和62年度から建設局改修工事が進められてきておりましたが、平成5年8月1日の鹿児島県中部地方を襲った集中豪雨で、再び氾濫し、大きな被害を受けました。このときの氾濫区域面積は31ha、浸水戸数244戸、内訳は、床上浸水が134戸、床下浸水が110戸でございました。水害でこの庁舎も水没いたしました。その日の最大時間雨量は65ミリ、この日の総雨量が380ミリであり、地上から約1mの深さでございました。その後、県におきまして、平成7年から7年の歳月と約45億5,000万円をかけまして、改修区間1.7kmの天降川の改修工事が進められ、平成14年3月に無事完了いたしました。河床が2m下がり、川幅もJRから第2宮下橋までの17mあったのが25m、第2宮下橋から栗下橋までの20mありましたのが28m、それから尾田ノ滝からJRの橋までの25mが31.6mと広くなり、流量も250㎡/秒と、当時の2倍近い流量となっており、平成5年のような雨量では、浸水の被害がないものと思われそうですが、昨今の奄美の災害や予測のつかないもの等がございます。このため、一応の考え方といたしまして、平成5年の災害の水位を基本に考えて、現在の地盤高より、ちょっと設計を見てみないとはいっきり分かりませんが、大体1m近く盛り土をして、庁舎を建設しようとするものでございます。ちなみに、過去の浸水状況といたしましては、昭和60年6月21日のときが、浸水面積が26.4haで、浸水戸数が73戸、昭和62年7月18日のときが23.3haで、浸水戸数が43戸、平成元年7月28日のときが11haで21戸、これらはすべて床下浸水でございました。いかに平成5年のときの水害が、集中豪雨で多かったかということでございます。概略といたしましては以上のようなことで、現庁舎のところに新庁舎は建つんだということをご理解いただきましたら、幸いです。

○委員長（常盤信一君）

ただいま、支所長のほうから建設予定の概要について説明をしていただきました。地理的な条件なり、この建物自体の問題なり、歴史的な背景を含めて説明をしていただきましたが、皆様方のほうからご質疑等はございませんか。

○委員（植山利博君）

新庁舎を現庁舎跡に建設をされるということですが、その間1年くらいでしょうか、仮設庁舎で事務を行うということになるわけですけれども、新庁舎を現庁舎跡以外の場所に建設するというようなことについては、検討はなされなかったのか、またそのことは可能ではなかったのかについて、お尋ねをいたします。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

先ほども申し上げましたが、庁舎整備検討委員会の中で、十分そのところも議論がされているかと思えます。それで横川の場合は、ほかに適当な場所と申しますか、こういった町の真ん中というようなことで、ほかに用地的なもの等がございますので、そういったことが一つあったかと思えます。それと、昔の役場がそこのお寺の横のところにあつたのですが、あまり動いていないとい

う状況でもございまして、また隣にも保健センターもあり、こういった建物も使いたいということでございましたので、現庁舎の跡というふうに決まったものと思っております。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

当時の検討の中で、1か所は今の小学校の向こうに旧川原住宅の跡地があるんですが、あそこも検討の中にちょっと入れて検討せよというような、上からの指示もありました。その中でもいろいろと審議されて、やはり、庁舎を動かすこと自体がよくないだろうということで。場所的には、あそこもいい敷地があるんです、川の横にですね。ただ、やっぱり役場に来るルートといいますか、道路等が少し狭いものですから、そういうことも含めて現庁舎跡におさまったのだろうというふうに聞いております。

○委員（植山利博君）

今、ちょっと敷地の配置図を見させていただいたときに、この仮設庁舎が置かれるこの周辺は駐車場になっているわけですが、この辺のところに、新しい庁舎の建つだけのスペースがあるのかなという気がしたものですから、別の場所にというのではなくて、この敷地内の中で駐車場等に建設をするというような検討はなかったものかお尋ねします。

○委員（下深迫孝二君）

水害に何回か遭われているという説明を受けたわけですがけれども、ここの庁舎を1mくらい嵩上げをするような説明でしたけれども、ここが浸かった中で、一番水に浸かった高さというのは、どのくらいの高さまで浸かったことがあるのかということをお尋ねします。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

今、この庁舎の入り口の左側のほうに、平成5年の水位が示してありますが、腰のベルトのあたり、大体1mくらいで、庁舎内が若干、基礎からまたこう上がっておりますが、机の2段目の引出しまで完全に浸かったということをお尋ねします。

○委員（下深迫孝二君）

そのあと、河川改修もされたということで、1mくらい大丈夫だろうという目安にされたんだろうと思いますけれども、せっかく造るわけですから、あとあと水害に見舞われることのないくらいの盛り土は必要であろうかと思えます。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

先ほどの植山委員からの質疑についてですが、私も検討委員会のメンバーではありませんでしたが、支所の課長会議の中で、いろいろ前の総合支所長から伝え聞いておる話の中では、今のこの新庁舎の配置が、前段階で検討されたときには、今の向こう側にコンパクトに収まるようなことで、私たちは聞いておりました。やはり木造になって桁の長さとか、いろんな構造的なものでいくと、若干大きめなつくりになってきたということで、あそこにちょっと収まらなくなってきたということでございます。従前の中では、非常に駐車場もここにいっぱい活用できるような話で、我々は聞いていたのですけれども、新たに設計を引きなおすと、こういう形の配置になったと。これはまだ決定事項ではないのでしょうかけれども、その辺の新たな駐車場の確保ということについては、まだもう少し配慮ができるのかなと。これは、最終決定ではないと思えますので、今の段階で、たたき台として出ている案だと思います。今植山委員がおっしゃるように、駐車場の確保というのは非常に大事なことでして、ここでは医療検診、胃がんとか肺がんとかそういう検診が、年に何回かございますので、その辺も含めて考えないといけないのかなというふうには思っているとございまして。さらに実施の中で検討させてもらうということをご了解いただきたいと思えます。

○委員（脇元 敬君）

ここに造るということですがけれども、当然これが老朽化しているからというのが大前提にあると思えますが、これが何年に建設されたものか教えてください。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

これは昭和41年に竣工いたしております。そして、かなり鉄筋爆裂がおきておまして、3階のほうでも、手すりのところなんかは全部カバーをかけないとちょっとぐらぐらするような形もございまして。そして、上の天井といいますか、張り付いているコンクリート等も落ちてくる状況でござ

いまして、補強工事をやっても、ちょっと長くは持たないというようなことが判断されたようでございます。

○委員（脇元 敬君）

先ほど下から見て、3階の天井部分が模様ではないんだなということが分かったのですけれども、保健センターはそのまま残すと。機能もそのままだと思うのですけれども、そこは何年に造られているのですか。

○横川総合支所地域振興G主任主事（大浦好一郎君）

昭和55年の3月に完成しております。

○委員（脇元 敬君）

そのまま維持して残すということですから、まだ使えるというか新しいのだらうと思います。建設を来年度から行っていくわけですが、その時点で仮設庁舎を建てて、400㎡ほどということなんですが、今の体制のままで同じ業務をこの仮設で行っていくのか。それとも、新庁舎に向けた体制になって、新庁舎用の業務になっていくのか、そこら辺まで検討されていますか。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

市全体の行政の見直しの中で、合併後10年後というのが一つの目安になってくるかと思えます。それが、おおむね総合支所は出張所のほうへ変わっていくんだよということで、総合支所の勤務体制としましては、21名から25名程度というようなことが、行革のほうからの、大綱とかそういったもので示されておりますので、建屋といたしましては新庁舎のほうはそういったスペースの、職員が入るだけの建屋ということになってまいります。そうしまして、あとは順次、職員のほうは異動をしていくと、本庁のほうへの異動ということで、逐次減らされていくものと思っております。

○委員（脇元 敬君）

今現在は、横川庁舎で何人の職員の方がいらっしゃいますか。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

今現在、この庁舎では正職員が31人、臨時職員が5人、介護保健師が4人勤務しております。このほか公民館および給食センターのほうで6人の正職員が勤務しております。

○委員（脇元 操君）

材料は、横川地区から切り出しを行うということですか。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

横川の場合は、先人の植えた町有財産というのが、このあと見ていただくわけですが、少しはございます。それとあと、どうしても建設に当たられる業者さんから、購入しなければ足りないよという部分もあるかとは存じますが、大方は旧横川町が持っていた財産の中の立木を伐採して使うということを計画しています。

○委員（久保史郎君）

今回、23年度から25年度までの建設計画が示されているわけですが、実際そういうのは、市民の皆様も知っていらっしゃるって、周知徹底がされているのかどうか。ともすると、出来上がったあとに、いろんな意見等が出てきたり、不平不満があったりするという可能性が、非常にこのような大きな事業の場合はあるものですから、そこら辺はどうですか。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

すでに自公連の会、地域審議会、そこにはお諮りをしまして、私が来た当時も、木造ということまではうたってなかったものですから、塩井川議員の質問等もございまして、当時は主要部分は鉄骨とかそういったことでもございましたが、可能な限り木造をとというようなことに落ち着いております。それで、地域審議会委員の方、それから公民館の代表の方、館長さん等には一応そういったことで、館長会と合同の会も開いたりいたしまして、市長からの指示もございまして、庁舎自体は市民のものだよということは重々職員も分かっておりますし、働かしていただいている私たちといたしましても、そういうもとの事務のほうは進めさせていただいております。

○委員（下深迫孝二君）

今ここに横川総合支所の職員の皆さんがいらっしゃるのですけれども、福山の建物とほぼ同等程

度だよと、人口は福山のほうが多いわけですから、そうしますと、あそこよりか大きな建屋ができるということはまずないわけですよ。そうしたときに皆さん方は、市民に説明をされるために、見に行かれたことはありますか。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

福山のほうには、自公連の会、それから地域審議会の方々も連れまして、福山の庁舎との比較を行っております。そして、国旗掲揚台はやはり庁舎の前にあって欲しいとか、懸垂幕はどこにあって欲しいとか、そういったこと等の意見を伺っておりますし、また福山庁舎と比べた場合はせめこうあってほしいなというような意見が、木造へのこだわりというようなことでもございました。また県のほうでも、国のほうでも、公共のものには木造を使いなさいというような法事も施行がされておりますし、そのようなところも十分検討委員会の中でももんでいただきました。そして、副市長以下のそういった会の中でも、そのところのご理解をいただいたものと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

今後、まだほかの市民の皆様でも見たいという方がおられれば、日曜日は時間はいくらでもとれますので、連れて行って見せてあげて、やはり庁舎ができるということ、今までがこんな大きな庁舎ですから、そういう形で思っている方もたくさんいると思うんですよ。本当にこういうこじんまりになってくるんだよということを、きちっとわかっていただくということと、そして庁舎は市長は市民のものだとおっしゃるけれども、市民の財産ではあるけれども、一番いいのは働いている職員さんたちがきれいなところで働けるということもいいわけですので、市民の方たちがいろんな会議等を持てる、福山に行かれたのなら分かっていると思いますけれども、そういうところも作ってあります。ですから、そういうところもきちっと見ていただいて、やはり庁舎ができたあとに、「へえー、こんな小さな小屋を造ったのか」というようなことにならないように、ぜひ心がけていただきたいと思います。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

おっしゃることは、ごもっともだと思っております。上のほかからもそう言った指示等が来ておりますし、できるだけ木造の良さというのが出るように、そして大隅横川駅、それからこの庁舎、そして山ヶ野金山も、こういった文化財等ともリンクしたのになってくれればということを念頭において、庁舎の建設を今、建築住宅課、総務課、関係各課と協議をいたしております。そして、近いうちに案等が決まるものと思っておりますので、正式に最終的な案が決まりましたら、お披露目できるのではないかと思います。

○委員（植山利博君）

今いろいろとお話をうかがっていると、庁舎建設に向けて、大変すばらしい取り組みをされているなというふう感じたわけですが、一連の流れの中で、パブリックコメントをこれから入れるとかいうようなことは考えてらっしゃいませんか。本庁のほうでも、そういうような考えはないか聞かれておりませんか。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

まだ、今、そのところまではうかがっておりません。

○委員（脇元 操君）

新庁舎の建設に当たり、本庁も福山もあります。去年でした、五木村に行きました。37人の職員で、オール木造です。こういうところを、個人的に見学してアドバイスというか、こうして欲しいということが出てくると思いますよ。その過程において、やはり1時間50分くらいかかるわけなんですけど、五木村まで行くのに。そこを見てもらったほうが、参考になると思います。福山もいいですけど、そういう庁舎もあるということです。つい最近できましたから、まだピカピカなんです。

○横川総合支所長（西山幹夫君）

五木村のほうも、前所長のときに、この庁舎建設委員の総務部、企画部そういった関係部課で訪問をいたしております。そして、私の個人的にはですけれども、前の仕事の関係で熊本のほうのほかのところの木造の体育館とか、そういったものも見ております。委員さんの中にも、今、蒲生のほうに木造の大きな建屋が、物産館のようなものができておりますので、あそこも見させてもらい

ました。そしてちょっと買い物をしながら見て、いろんな意見を交わしながら帰ってきた経緯がございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

[(なし) という声あり]

ないようですので、質疑をこれで終了して、現地調査にまいりたいと思います。ここでしばらく休憩します。

[休憩 15:00]

[再開 17:05]

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。その他として、委員の皆様から、何かございませんか。

[(なし) という声あり]

ないようですので、以上で、本日の所管事務調査を終了いたします。ご苦労様でした。

[閉会 17:06]

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常 盤 信 一